

入所の結果を受け取ったかた(入所承諾)

よくある質問	回答
入所までの流れを教えてください	<p>4月を除く入所は、通知を送る前に毎月20日頃に保護者のかたにご連絡します。その後、保護者のかたから保育所に電話をして、面談をしていただきます。入所が正式に決定後、入所承諾通知書をお送りします。</p> <p>4月の入所は、通知のみでの結果のお知らせとなります。通知と一緒に決定後の流れについてのお手紙を同封します。基本的な流れは、入所説明会、面談、健康診断となります。</p>
入所が決定した保育所を辞退したい	<p>まずは市役所にご連絡ください。</p> <p>入所の決定取下げの手続きが必要になりますので、窓口にお越しください。</p>
入所を辞退すると、次に申請したときに不利になりますか	<p>不利になることはありませんが、希望園に関してはよくご検討いただき、決定した場合に通える保育所のみを選ぶようにしてください。</p>
市に提出した書類は保育所に渡していますか	<p>お子様の健康等調査票のみコピーを施設に渡します。</p>
提出した就労証明書どおりの勤務ができなくなりました	<p>就労条件があまりにも違いすぎると入所が取り消しになる場合があります。状況が変わったときは、市役所へご連絡ください。</p>
子どもが保育園に慣れるまで会社の育児短時間制度を利用したい	<p>基本的に取り消しになることはありません。復帰後の勤務状況に関しては、前もって決まっていると思われるので、勤務先で就労証明書の備考欄に育児短時間勤務の内容の記入をお願いしてください。</p>
提出した就労証明書の職場とは違うところに就職します	<p>もともと内定としてお申込みいただいているので、基本的に取り消しになることはありません。</p> <p>ただし、入所月内に勤務開始ができない場合、取り消しになることがあります。</p>
育児休業を取っていますが、復職できません	<p>原則取り消しとなります。</p> <p>ただし、復職できない理由が勤務先の都合によるものならば、取り消しにならない場合があります。その場合、それを証明するものの提出をお願いします。</p> <p>まずは市役所にご連絡ください。</p>

よくある質問	回答
育児休業を延長したい	延長することはできません。復職または勤務開始ができないのであれば、決定取り消しとなります。取下げの手続きが必要になりますので、窓口にお越しください。
保育料はいくらですか	入所月の20日頃に保育料決定通知をお送りします。
転園の申込みはできますか	窓口で転園希望の手続きを行ってください。
転園の申込みをすると、現在通っている保育所は退所になりますか	転園が決まるまでは現在の保育所に通うことができます。転園が決まると、元の保育所には別のお子様が入所します。転園を辞退すると別のお子様の通う保育所はなくなりますので、転園を希望しなくなった場合にはすみやかに転園申込みの取下げを行ってください。
求職中で入所が決まりましたが、仕事はどれくらいする必要がありますか	就労要件として認められる条件は、月48時間以上勤務となります（例えば、週3日、1日4時間以上）。勤務実績確認のため、後日、就労証明書と給料明細のコピーを提出していただきます。
現在、保育短時間の認定ですが、保育標準時間に変更することはできますか	変更の理由により、標準時間が必要と認められれば変更できます。例えば、勤務時間変更のためなら、改めて就労証明書の提出が必要です。変更理由がわかるものをお持ちのうえ、認定変更の手続きに窓口にお越しください。 なお、変更開始日は、手続きを行った翌月1日からとなります。月途中で変更することはできません。
保育所のお迎えに間に合わない日があります	保育所の送迎や一時預かり等をサポートするファミリーサポートセンターのご利用をおすすめします。事前の登録が必要になりますので、まずは子ども家庭支援センターへお問い合わせください。

よくある質問	回答
<p>保育料の口座振替を申し込んだのに、納付書が届きました</p>	<p>口座振替の手続きにはお時間がかかる場合があります。行き違いで送付してしまうこともあります。なかにはお手続きに時間がかかり、最初の引き落とし日に間に合わないこともあります。その際は、お送りしました納付書にてお支払いをお願いします。</p> <p>口座引き落としに関しては、収納課にお問い合わせください。</p>
<p>保育料を納付書で払った後、口座引き落としもされました</p>	<p>後日還付されます。詳細は収納課にお問い合わせください。</p>